

宝塚市告示 第 19 号

下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 4 条第 1 項及び下水道法施工令第 3 条の規定により、次の下水道事業計画の変更に係る下水道事業計画の案を、次のとおり縦覧する。

なお、宝塚市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について宝塚市長に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及び案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文章を、宝塚市東洋町 1 番 3 号 宝塚市上下水道局施設部下水道課に提出すること。

令和 7 年(2025 年)1 月 31 日

宝塚市長 山崎 晴恵

1. 下水道事業計画の種類

宝塚市流域関連公共下水道事業計画

2. 下水道事業計画を変更する工事の完成予定年月日

昭和 46 年(1971 年)11 月 5 日～令和 7 年(2025 年)3 月 31 日(当初)

昭和 46 年(1971 年)11 月 5 日～令和 11 年(2029 年)3 月 31 日(変更)

3. 縦覧期間

令和 7 年(2025 年)1 月 31 日(金曜日)から令和 7 年(2025 年)2 月 13 日(木曜日)まで

(時間はいずれも土曜日・日曜日・祝日を除く午前 9 時から午後 5 時 30 分まで)

4. 下水道事業計画の案の縦覧場所

宝塚市上下水道局 施設部 下水道課(市役所第 2 庁舎 2 階)

## 5. 宝塚市流域関連下水道事業計画の変更 意見書の提出先について

### ■意見の提出先

宝塚市上下水道局 施設部 下水道課

〒665-0032 兵庫県宝塚市東洋町1番3号

Tel : 0797-77-2023 Fax : 0797-77-3319

E-mail : [m-takarazuka0190@city.takarazuka.lg.jp](mailto:m-takarazuka0190@city.takarazuka.lg.jp)

### ■意見の提出方法

直接持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか

(住所、氏名、連絡先を明記してください。)

### ■意見募集期間

令和7年(2025年)1月31日(金曜日)から令和7年(2025年)2月14日(金曜日)まで

### ■意見提出者の範囲

どなた様でも提出できます

### ■意見の検討結果公表

令和7年(2025年)2月末日予定